

大阪メトロ分会

新年明けましておめでとうございます。
 大阪メトロ分会は昨年8月に結成しました。
 御用組合化している組合に、未来は任せておけない
 どの思いで、闘う組合である全港湾に加入しました。
 組合事務所貸与や協定書など会社と、
 合意に達していない点もあり、実際に活動が
 思うように始められていない状況です。
 本年は早期に合意し、さらなる組合活動に
 取り組んでいけるようにしたいと思っています。
 全港湾組合員の皆様、
 本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



大阪メトロは、公営企業から民営
 化移行に際し、新しい就業規則（各
 年代・勤続年数等による不公平な制
 度）が十分な説明もないまま、半ば
 強制的に手続き（公営企業での退職
 届）が行われ、多くの仲間が去って
 いきました。
 また、会社は1000名もの人員削
 減を2025年までに計画しています。
 これは定年退職者に替わる新規採用
 者を大幅に減少するもので、今後、
 安全面や労働強化が懸念されます。
 このような一方的な労働環境の悪化
 について、私たちは職場から声をあ
 げ、会社と対等に交渉をおこない、
 本来あるべき労働組合にします。

新春
 福



23年4月 中央線に導入予定の400系車両

安全衛生委員会定期総会

昨年12月8日18時より、21年
 度大阪支部安全衛生委員会定期総
 会が地本第2会議室で総勢18名
 の参加で開催されました。

冒頭の吉馴安全衛生委員会委員
 長のあいさつでは、昨年から続く
 コロナウィルスの影響により安全
 パトロールを中止した経過報告や、
 地球温暖化による自然災害問題へ
 の注意喚起がありました。

議長に田村事務局次長（大阪港
 埠頭ターミナル分会）を選出し、
 小林支部執行委員長からは「コロ
 ナ感染で、我々と同じ職場でも労
 災が認められている事例の報告が
 あり、専門的な知識が必要な委員
 会なので頑張ってもらいたい」と
 激励の言葉がありました。

第1号議案～第3号議案を古井

事務局長（サンユ一分会）から一
 括提案され、質疑応答に入りました。



竹山執行委員（中井商店分会）
 から、昨年11月、社内で発生した
 「従業員のスクラップ切断機によ
 る痛ましい労災死亡事故」の報
 告があり、「以前から会社に安全
 委員会に加入するように要求して
 いますが、会社は加入しない。こ
 の件を契機に会社に強く要求して
 いく」との協力要請がありました。

熊本安全副委員長（第一商事分

会）と藤原委員（大正埠頭分会）
 から、以前、中井商店に加入要請
 に行った際の報告と、総会参加者
 に対しても安全委員会に加入する
 意義の説明などがありました。

雲見組合員（大商分会）からは、
 分会員がコロナに罹患した際に、
 吉馴安全委員長にアドバイスを受
 けたお礼と、現在の分会の作業状
 況の報告がありました。

第1号議案～第3号議案が満場
 一致で可決された後、新役員選出
 に移り新役員体制案も満場一致で
 信任されました。

最後に、関谷（安全副委員長）
 より、「コロナウィルス感染症も
 オミクロン株が発生しており、先
 行きは不透明であるが、みんなで
 考えて1年間がんばっていきましょ
 う」と閉会のあいさつをし、総会
 を終了しました。

（執行部 関谷 和人）

関生・加茂生コン事件 高裁判決

一審破棄！勝利判決！

21年12月13日14時から、大阪
 高裁201号大法廷で関西生コン
 支部の「加茂生コン（村田建材）
 事件」の控訴審判決がありました。

座り込み集会

12時から大阪高裁前（若松浜
 公園）では、控訴審判決を迎える
 にあたり全国から120名を超
 える仲間が結集しました。会場の
 片隅では安井執行委員とY組合員
 が緊張した面持ちでその時を迎
 える準備をしていました。今回の判
 決が両名はもちろん、私たち労働
 組合にとって重要なことを伺わせ
 るものだと実感しました。

そして傍聴へ

55席の傍聴券を求め、130
 名以上が抽選をおこないました。
 大阪支部は私を含む2名が傍聴券
 を獲得することができ、厳重な持
 ち物検査を受け傍聴席へつくこと
 ができました。

14時の開廷前、弁護人席に座
 る安井執行委員とY組合員は、時
 より傍聴席にいる仲間の組合員に
 目を向けていました。傍聴席の仲
 間たちがジェスチャーを交え両名
 を励まし続けていました。

判決の瞬間

14時、定刻通り開廷。裁判長
 から「被告人両名は前へ」と呼ば
 れました。被告人席へ移動する際、
 傍聴席の仲間と目が合い、仲間た
 ちは頷き無言のエールを送り続け
 ていました。その中には手を合わ
 せ祈り続ける仲間もいました。

そして判決の瞬間、裁判長から
 「主文・原審を破棄する」と言い
 渡され、Y組合員に無罪、安井執
 行委員に罰金刑が言い渡されまし
 た。

傍聴席の一部の仲間はすぐさま
 法廷の外へと飛び出し、座り込み

集会を続行している仲間へ報告に
 向かいました。傍聴を続ける者の中
 には仲間たちと握手をして涙を流
 す仲間もいました。

弁護人席の森弁護士は大きく頷
 き、久堀弁護士は何度も涙を拭っ
 ていました。法廷内から聞こえて
 くるすすり泣きの声は、これまで
 のたたかいの壮絶さを物語ってい
 ました。



主文朗読

判決言い渡し後、裁判長は被告
 両名に弁護人席へ戻り着席するよ
 う指示をしました。理由は主文朗
 読に2時間も時間を要するから
 でした。

京都地裁判決は、安井執行委員
 には懲役1年・執行猶予3年、Y
 組合員には懲役8カ月・執行猶予
 3年でした。共に求刑は懲役2年
 でした。

しかし、大阪高裁の村山浩明裁
 判長は地裁判決を検証し、「強要
 未遂」について「事実誤認である」
 「認定の誤り」と断定した。

2時間に及ぶ主文朗読だったので、
 すべてを本記事に書き出すこと
 はできませんが、京都地裁判決
 で被告両名が労働組合員としてお
 こなった行動が犯罪として裁かれ
 たことが、大阪高裁では労働組合
 として当然の行為と認定されまし
 た。むしろ、会社側に対し、不誠
 実な対応に苦言を呈するほどでし
 た。裁判長は時系列で事件とされ
 る問題に対し労組法を照らし合わ
 せ説明をおこなっていました。

労組法を全く理解していない裁

判官が多い中で、村山浩明裁判長
 は「労組法」という言葉を幾度と
 なく使われていたのは印象的でし
 た。

最後に、安井執行委員へ無罪で
 はなく罰金刑になった理由を述べ
 ていました。それは安井執行委員
 自身の問題ではなく、同席した仲
 間の暴言を制止しなかったこと
 （事実は安井執行委員は電話のた
 め中座していた）が、無罪にでき
 なかった事由として伝えていまし
 た。

勝利報告

閉廷後、安井執行委員・Y組合
 員が座り込み集会へ勝利報告をし
 ました。その場へ森弁護士、久堀
 弁護士が駆け付け勝利報告をおこ
 ないました。Y組合員が、逮捕さ
 れた当時の久堀弁護士とのやり取
 りを振り返り、さまざまな思い出
 が甦り言葉を詰まらせ後ろを向き
 涙をこらえる姿には、久堀弁護士
 をはじめ会場にいた仲間たちの胸
 を熱くさせました。森弁護士は
 「ここまでの結果は想像できなかった。
 裁判所は私たちの言い分を聞き
 入れてくれた。画期的な判決だっ
 た。」と力強く語られました。

最後に

私は、反弹圧実行委員として昨
 年からこの問題に関わってきました。
 私たちと同じ労働組合員が法
 廷で被告人席に立たされている姿
 を目の当たりにして、私は胸が締め
 付けられる思いと共に悔しい気
 持ちはこみ上げてきました。

今回の判決は労働組合としては
 当然の結果であり、安井執行委員
 に対しての罰金刑は裁判所から検
 察への配慮としか思えません。し
 かし、司法の場で次々と無罪判決
 が出ており、12月16日にも組合
 へのヘイト活動「損害請求事件」
 も司法の場で勝利判決が出ました。

今後もこの運動を皆さんと共に
 拡大させ労働組合が労働組合とし
 て当たり前の運動ができる世の中
 にできればと思います。

（執行部 佐久原 智彦）